

企業会計基準委員会の活動状況

議題

(企業会計基準委員会からの報告)

項目

1. 前回基準諮問会議(第 36 回、2019 年 7 月 23 日開催)後の企業会計基準委員会(ASBJ)の活動状況は次のとおりである。

I. 中期運営方針の公表

2. 2019 年 10 月 30 日に今後 3 年間の日本基準の開発の基本的な方針及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を記載した中期運営方針を公表した(別紙 2 を参照)。

II. 日本基準の開発**(1) 現在の開発状況**

3. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである。

(1) 収益認識

収益に関する表示科目や注記事項の定めについて、2019 年 3 月より検討を開始している。2019 年 10 月 30 日に企業会計基準公開草案第 66 号(企業会計基準第 29 号の改正案)「収益認識に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 66 号(企業会計基準適用指針第 30 号の改正案)「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」等(コメント期限: 2020 年 1 月 10 日)を公表している(別紙 3 を参照)。

(2) 公正価値測定のガイダンス及び開示

2019 年 7 月 4 日に企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等を公表している。なお、投資信託の時価の算定に関して、会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行い、検討後、その取扱いを改正することを予定している。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることを予定している。

(3) 金融商品

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、2019 年 10 月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定した(別紙 4 を参照)。

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。

(4) リース

2019年3月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。これまで、リース会計専門委員会において、以下の関連する団体の参考人聴取を行っている。

- 公益社団法人リース事業協会（2019年5月20日）
- 一般社団法人日本船主協会（2019年6月10日）
- 日本チェーンストア協会（2019年8月21日）
- 一般社団法人不動産協会（2019年10月8日）
- 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会サブリース事業者協議会（2019年10月30日）

4. その他の日本基準の開発の状況は以下のとおりである。

- (1) 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示の充実について、2019年10月30日に、企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（コメント期限：2020年1月10日）を公表している（別紙5及び別紙6を参照）。
- (2) 「金利指標改革に起因する会計上の問題」（LIBORが廃止されることが見込まれることへの対応）について、2019年10月より検討を開始している。2020年2月ないし3月に公開草案を公表することを目標とする提案を行っている。
- (3) その他の現在の開発状況は、別紙1の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」に記載している。

III. 国際対応

(1) のれんの償却に関する国際的な議論の状況

5. IASBでは、2015年2月より「のれん及び減損」をリサーチ・プロジェクトとして審議を行っている。2019年6月のIASB会議において、IASBが今後公表する予定のディスカッション・ペーパーに含めるIASBの予備的見解として、のれんの事後の会計処理について現行の減損のみモデルを維持するべきであり、のれんの償却を再導入する提案を開発しないとする内容を記載することが暫定決定された。ただし、当該決定には、IASBの14名の理事のうち6名が反対したことから、ディスカッシ

ョン・ペーパーでは減損のみモデルとのれんの償却を再導入するアプローチの双方の主張が説明される見込みである。当該ディスカッション・ペーパーは 2020 年第 1 四半期の公表を予定している。

6. FASB では、2019 年 5 月に、従来非公開の営利企業に認めていた 10 年（又はそれより短い期間）でののれんの償却を選択できる取扱いを非営利企業にも拡大した。また、2019 年 7 月 9 日にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「FASB コメント募集」という。）を公表し、10 月 7 日までコメントを受け付けた。なお、FASB コメント募集には FASB の見解は含まれていない。その後 FASB は、FASB コメント募集への回答者が参加する円卓会議を 2019 年 11 月 15 日に開催している。
7. ASBJ では、我が国の関係者の意見を集約して FASB コメント募集に対してコメントレターを提出しており（別紙 7 を参照）、FASB が主催する円卓会議に参加した。また、今後公表される予定の IASB のディスカッション・ペーパーへも対応する予定である。さらに、2016 年 10 月に公表した「のれん及び減損に関する定量的調査」（リサーチ・ペーパー第 2 号）を更新する作業を香港会計士協会と共同で行っており、のれんの残高の定量的な分析について後述する会計基準設定主体フォーラム（2019 年 10 月開催）にて発表し、意見交換を行っている。

(2) IASB の基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）への対応

8. IASB では、2016 年 12 月より基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）の審議を行っている。IASB では比較可能性の向上を目的として、「営業利益」、「営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」及び「財務及び法人所得税前利益」の各小計の導入を暫定決定している。また、経営者業績指標（Management Performance Measures <MPM>）についての情報を提供することを暫定決定している。
9. 2019 年 12 月に基本財務諸表プロジェクトについての公開草案が公表されることが予定されており、ASBJ では関係者の意見を集約したうえで対応を図る予定である。

(3) 他の国及び地域との連携

① ASAF 会議の参加

10. 国際的な意見発信については、国際会計基準審議会（IASB）の諮問機関である会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）を中心に行っている。前回の基準諮問会議以後、2019 年 10 月の ASAF 会議に出席している。

② 米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議

11. 米国財務会計基準審議会（FASB）との第 26 回の定期協議が、2019 年 8 月 29 日及び 30 日にノーウークで開催された。

③ 会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議への参加

12. 会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議が、2019 年 10 月 1 日及び 2 日にロ

ンドンで開催された。川西副委員長が IFASS 議長に就任後、初めての会議となる。

④ 多国間ネットワーク会議への参加

13. 米国、カナダ、ドイツ、英国及び日本の各会計基準設定主体による多国間ネットワーク会議が、2019 年 11 月 4 日及び 5 日にノーウォークで開催された。

⑤ その他

14. アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）の中間会議が、2019 年 9 月 30 日にロンドンで開催された。また、年次総会が 2019 年 11 月 11 日～13 日にゴアで開催された。
15. IASB と各国の会計基準設定主体による世界会計基準設定主体（WSS）会議が、2019 年 9 月 30 日及び 10 月 1 日にロンドンで開催された。
16. 日本、中国及び韓国の各会計基準設定主体による日中韓 3 カ国会議が、2019 年 11 月 1 日に東京で開催された。

以 上